

による物価上昇分は年金スライドの対象から一部又は全部控除するといった対応が必要だ  
と思います。

次に年金税制のあり方ですが、公的年金等控除というのは見直すべきだと思います。当  
面給与所得控除程度にまでは引き下げる必要があると思いますが、先ほど来のご意見にも  
ありますように、サラリーマンの控除と高齢者の控除、おそらくそれぞれの控除水準があ  
るにしても、別途考えなければいけないのではないかと思います。

それから、一部であります、給与所得があり、かつ年金所得がある方については、そ  
れぞれ控除がついているわけで、これは余りにも過剰な優遇措置ではないかと思いま  
す。主たる所得を決めていただいて一本に整理すべきである。そして両所得を合算して累進課  
税すべきだと思います。「その場合には」と言っておりますが、今後の議論のテーマにな  
ると思いますが、場合によれば在老は廃止する、あるいは大幅に支給制限を緩和して、そ  
してそのかわり年金税制で、相当な所得がある方には重い課税をするということも考えら  
れるのではないかと。

それから、遺族年金・障害年金の非課税ですが、堀委員もお話になりましたように、基  
本的に社会保障は非課税ということになっております。したがって医療保険の傷病手当金、  
出産手当金、雇用保険の失業給付等々とのバランスがありますから、有子遺族と障害者に  
ついては非課税でも良いと思いますが、高齢者の遺族年金は基本的に配偶者の老齢年金が  
転化したものですから、老齢年金並びで考えて良いと思います。

それから、年金課税を強化した場合の増収分は、年金の財源に充てるとか、育児支援に  
充てていただきたいと思えます。長くなりましたけれども、以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは最後に大澤委員ですが、よろしく願います。

○ 大澤委員

後から配られました資料6でございます。ちょっと印刷がかすれていてお見苦しく申し  
訳ありません。

今まで堀委員や山崎委員がおっしゃったこととほとんど重なります。表現の仕方が違っ  
ているということだけですので簡潔に申し上げたいと思うのですけれども、一般に社会保  
険に国庫負担を行う意義については強制加入であることが大きいかと思えます。強制加入  
というのは保険対象事故の発生確率が低い人にも加入を強制するということで、例えば医  
療保険から見ますと、頑健で医者知らずの人も入って高い保険料を払うということ。頑  
健で医者知らずというようなことはある程度は予期もできるし、奨励もできることで

から、そういうクリームだけすくい取って独自保険を作ろうという誘因はあるわけです。

保険者から見ると「バッド・リスク」の加入を拒否できなくて、保険料率もそれを反映して高いものになる。そういうところに国庫負担をやるというのは、保険原理よりも市民の連帯を重視して、その制度的な表現として公費負担をするということだと思えますから、保険料率を一律軽減する方式がなじむと思えます。ただし、例えば失業保険などで急に大量失業が出た場合に保険料収入が給付費をカバーしない、こういう場合の国庫負担も見られるわけですが、これは保険料率の急変を避けて制度を安定化させるという意味があろうかと思えます。

これらは、いずれも短期保険について言えることをごさいますて、年金保険の場合には、保険財政から見たクリームというのは、例えば高所得で継続就業して、退職後は遺族を残さずすぐ死ぬ人であるわけですから、こういう類型というのは予期もできなければ、奨励もできないので、クリーム・スキミングをする誘因はないわけです。

そうすると保険料率を軽減するという方式で、被保険者全体に国庫負担を均てんする必要は必ずしもない。むしろ、国庫負担の意義は、一つは早期成熟化で制度定着を促すということだと思えますし、二番目には制度の持続可能性を担保する。そして三番目に低所得層への対応ということだと思えます。

この早期成熟化については、完全積立方式であっても、その年金について国庫負担が行われていたことについての理由として理解できるかと思えます。しかし、修正積立方式や賦課方式となりますと、この理由としては②の保険料率の変動をならすことで世代間連帯を担保する、というところにあるかと思えます。この点が近年の国庫負担引上げ論で主たる理由とされてきたと思えます。しかし、保険料率を調整するということは、何も国庫負担を入れるということだけでなく他の方法でも可能である。例えば積立金を取り崩すということもあり得るわけですから、これだけではなからう。

そうなりますと、③の低所得層への対応。これは今日の資料1-1の4ページから5ページに出てまいります「21世紀に向けての社会保障」、「社会保障構造の在り方を考える有識者会議報告」に見られる低所得層への対応ということで、今後はむしろこの意義が重要になってくるのではないかと考えます。

それから、三番目の基礎年金の国庫負担を三分の一から二分の一に上げるに際しての安定した財源ですけれども、これも皆様おっしゃったことと重なります。ちょっと角度が違うのは、単に高所得、低所得というだけではなくて、もう少し世帯類型というものをきめ細かく見る必要がある。消費性向が高い世帯というのは一体どういう世帯であるかという

と、比較的低所得で子どもが多い世帯。重なりますけれども、母子世帯、そして何よりも高齢無職世帯というのは消費性向が200%を超えております。こういう人たちが消費税率が上がれば、不当にと言いますか、余りにも大きなしわ寄せを受けるわけでして、比較的low所得で子どもを育てている世帯に対して負担をしわ寄せするというのは、少子高齢化の下で安定した財源を考えなければいけないと言っているときに大変矛盾に満ちたものではないかと思う次第です。

最後に、年金に対する課税ですけれども、これも皆さんおっしゃったことと重なります。何より注意したいのは、高齢者は現役よりも非常に多様な所得構成を持っていて、なおかつ所得の分布がばらけているということですので、しばしば見られる高齢者は年金生活者で、勤労所得者というのは現役世代だというような単純な図式というのは適当でない。同じ所得階層の内部でも年金収入と給与収入の組み合わせの在り方によって所得税負担というのは異なるわけでして、これはいわゆる水平的公平の原則に反するものが見られます。また、所得水準が低い人、かつ年金収入が低くて、勤労収入に依存しなければならない人ほど税負担率が高くなっているという実態があるのではないかと。これは垂直的公平の原則からも問題だと思います。

方向性としては、山崎委員が仰った、合算課税というのでしょうか、そういうことが言えますけれども、単に制度の特徴、制度で税率がこうなっているとか、控除がこうなっているとかということではなくて、所得の階層や世帯類型というところをきめ細かく見て、家計に対する負担の帰着というところまで見てやらないと不当なことが起こるのではないかと。それはとりわけ女性、母子世帯や高齢無職世帯というのはほとんど女性であるわけですから、単に所得階層ということだけではなく、ジェンダーというところにも敏感な制度改革を考えるべきだというふうに申し上げたいと思います。以上です。

#### ○ 宮島部会長

ありがとうございました。岡本委員の場合には矢野委員との共同ということでございますけれども、五人からご報告いただきまして、今あわせて議論していただきました。

国庫負担と税制の問題というのは、性格が両方つながる面もありますけれども、同じ議論をするのは少し難しい面もあるかもしれません。ただし、国庫負担の問題は、前回の議論とある意味では重複している面がございまして、大体論調も今お聞きしてございまして、ある程度は承知はいたしました。

おそらく税方式を中心にお考えの方は、当面附則に書かれている三分の一から二分の一へということは、そこに至るプロセスとして位置付けることになるのだらうと思いますし、

他の方のご議論は、社会保険という仕組みの中での国庫負担と言いますか、その給付財源に他の税収財源等を投入する根拠は何かということで、今ご議論がございまして、いろいろ表現はあったと思いますが、おそらく皆保険制度を維持するための政策コストと、広い意味で言えば、そういうようなことで皆さんのご議論があったと思います。

この後で議論していただきますが、一、二点お聞きしたいことは、一つは、山崎委員が過去期間債務の償却を中心に考えるということを国庫負担の議論として述べられましたけれども、それについて場合によっては後で少しご議論していただきたいと私は思っております。

年金税制につきましては、この議論は大体趣旨としては、皆さんお話されたとおりでろうと思っておりますけれども、これは先ほど事務局から説明がありましたように、実はこの持っている意味は極めて大きいと思っております。一つは既裁定者を含めて実質的な給付調整をやる仕組みが入ってくるということと、もう一つは、山崎委員からありましたように、これは在職老齢年金の仕組みが事実上これで必要なくなるとか、制度上の問題にも波及してくる面が場合によってはございまして、その影響というか広がりや税収規模をどう見積もるかという以外にもかなり大きな点があるだろうと私は思っております。

その他いろいろございますけれども、とりあえず今ご報告いただきました以外の方で、今のペーパーの説明について何かご質問なり、ご議論があれば、まずそれを伺いたい。杉山委員、どうぞ。

#### ○杉山委員

若い世代というか、子育て現役世代ということで、いろいろ発言をさせていただきたいと思っておりますけれども、例えば消費税を引き上げるといような話が出ましたときに、育児ですとか教育にかかる負担はご存知のように相当なものがございまして、それが子どもを産み育てていることに対する負担・不安にもつながっている部分があります。もし消費税を引き上げるのであれば、例えば育児ですとか教育にかかる商品やサービスなど子どもにかかる消費税はすべて据え置いておくといような配慮をしていただければと思います。事務的な面倒が広がるばかりかもしれないのですが、「こういったところでも国は子育てを支援しているのだよ」といようなメッセージが伝わるようなものがあったらいいのではないかと思います。

また、年金課税の方ですけれども、資料のグラフなどを見て、こんなに高齢者の方々に優遇制度があったのかと改めて驚いたのですが、せめてこの不況下に賃金も下がる心配はあっても上がる期待は持てないなかで、必死で働いて、子どもを養って、かつ年金という

形で高齢者の皆さんに仕送りをしている若い世代が不公平感を持たないような制度に見直していくことは必要ではないかと思えます。

当然、大澤先生ですとか各先生が仰っておられたように、きめ細かく見ていくことはとても大事だと思えます。国民生活白書などのデータなど見ますと、収入はなくても資産や貯金を相当お持ちの高齢の方もおいでになるようで、高齢者間で随分格差が広がっているというようなこともあります。そのあたりをもう一度よく調べて、どういう課税の仕方が良いのかというような議論はまた必要かと思えます。

そして、課税をした増収分なのですけれども、山崎先生も仰いましたけれども、ぜひ育児等の次世代育成支援に回していただけないだろうかというふうに思っております。

昨日の日経新聞にも、年金制度を使った子育て支援のことが出ていましたが、女性が仕事を辞めて子育てに専念すると年金の負担が免除されるといった、仕事を続けるか辞めるかといった親の選択で差が出るような、女性と子どもを一体化するような支援の在り方はやめていただきたい。本当に「子育て支援」というのであれば、子どもに対してどういう支援を行うかというような観点からお考えをいただければというふうに思っております。

それにはやはり、女性が仕事も子育てもできる社会、子育て中でも働きやすい社会の実現を考えて行きたいと思えます。先ほどもお話がありました神代先生が座長をしていらっしゃる働き方の研究会の方も、傍聴させていただいたのですけれども、その時に、「支え手を増やすということは、その人たちの年金権を確立することだ」といったお話もございました。今のような年金権のない「パートタイマー」ではなく、自分たちも厚生年金をもらう、そして払うというような制度が必要かと思えます。それには、女性が能力いっぱい働けて、子育てもできる職場環境の整備が一方で必要。そして、子どもは子どもでちゃんと支援するといった方向性が必要になるのではないかとこのように思っております。以上です。

○岡本委員

今の話、大切なご指摘です。

それから、私、大澤委員のペーパーで、消費税の問題が大きい、逆進性があるという、ここの三行のご指摘はまさにこのとおりであると考えております。しかし、現在の基礎年金を硬直的というか前提に考えれば、こういうことであるのですけれども、これからの議論は、10年、20年のレンジで基礎年金とはいかなるものか、基礎年金はどうするのかという議論も、私は今回時間のある範囲でやるべきだと思いますから、そういう中で、基礎年金の性格というものについて、あるいは支給対象のいろんなバリエーションというもの、

ダイバーシフィケーションを考えながら、もし所得税という問題についてさらに議論を深めるのであれば、言われたこういう比較、低所得者の問題、その他諸々指摘の問題についてどうするかというのを、年金の制度といいますか、年金の仕組みとして議論していくことは不可欠だと考えております。

○ 宮島部会長

ありがとうございます。他に特に報告に対するご議論、ご意見ございますでしょうか。

○ 大澤委員

発言もしておいて質問もしたいのですけれども、山崎さんは具体的な制度設計まで踏み込んでくださっていますので、1ページ目の下の下線部、ここには1号と2号は出てくるのですが、3号は一体どうするのか。低所得のところ集中して国庫負担を入れていくというときに、第3号をどうしていくかということのを抜きには問題は解決しないと思うのですけれども、どうお考えなのか。

○ 山崎委員

前回のペーパーにもありますように、またいずれテーマに取り上げられると思いますが、女性と年金についてはある程度結論を出さなければいけないのだらうと思いますけれども、私自身は考え方としては所得分割による個人単位化。ただ、税制がそのようにすぐつき合ってくれるかどうかということになりますと、年金独自で実質所得分割的な仕組みを次の改正でできたら入れていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○ 宮島部会長

それは年金制度そのものの議論として、おそらく出てくるものだと思いますけれども。他に。若杉委員どうぞ。

○ 若杉委員

私の意見は前回メモで出させていただいたのですが、今日、皆さんの意見と関連させて言いますと、神代委員と山崎委員の意見に近いと思うのですが、改めて確認させていただきます。

まず公的年金の財源ですけれども、基本的には保険料方式ということで、保険料免除等の低所得者に対しては、そういう部分に対する扶助があるので、基礎年金部分の国庫負担が必要であるという考え方に賛成したいと思います。そういう意味で言いますと、国庫負担ですけれども、保険料の負担を抑えるために国庫負担を引き上げるという考え方には反対でございます。

それから、本質的な問題は、国民の多くが健康で長生きするようになったということが

大きな、一つの問題ですから、受給年齢の引上げということを改めて考える必要があるのではないかと。例えば70歳までにして、どうしても必要がある人にはもっと早くから支給するとか、そういうふうにするべきではないかというのが一つです。

それから、社会も発達した国であるわけですから、自助努力を大きくすべきで、給付水準の引上げというような形で公的年金の縮小というのをさらに考える必要があるのではないかと。そういう意味で言いますと、確か神代委員のご意見にもありましたように、公的年金の制度の在り方、基本的なことを議論すべきではないかと思えます。

あと、年金の課税のことについては、これも皆さんと同じですけれども、現役世代の所得と同じように扱うべきだと考えております。以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。

○ 翁委員

国庫負担に関しましても年金課税に関しましても、いずれも経済的弱者でない高齢者に一定の負担を求める形で所得再分配政策を行っていくという方向で、もう一度これを検討してみるという方向に私も賛成です。

一つ山崎先生にお伺いしたいのですが、過去期間分の債務の償却というのは、基礎年金に関しまして大体どのぐらいのボリュームを考えておられるのでしょうか。

○ 山崎委員

大体の勘ではつかめますが、それは年金数理レポートにも出ておりませんから、正確さが大事なことから、坂本課長にお願いします。

○ 坂本数理課長

11年財政再計算の結果でございますけれども、厚生年金の二階の部分で大体330兆円の未積立債務があるというふうに推定されております。この場合、予定利率が4%と仮定されておりますので、これを利息分だけ永久に賄っていくといたしますと、単年度14兆円ぐらいの規模の財源が要するということになるかと思えます。

○ 山崎委員

今のは厚生年金の過去期間分の債務という話ですよね。第1号被保険者も含めた国民年金の過去期間分の債務については、確か出ていないように思うのですが。

○ 宮島部会長

財政検証で、国民年金の分は出ていませんか。

○ 坂本数理課長

レポートにそれは掲載しておりません。

○ 宮島部会長

そうですか。

○ 山崎委員

つまり基礎年金の過去期間分ということで、厚生年金の過去期間分の債務のうち基礎年金部分が120兆円あるんですよね。

○ 坂本数理課長

そうでございます。

○ 山崎委員

あと、1号あるいは共済の部分が明らかにならないのですが、おそらく加入者数で按分すると80兆円ぐらい。全部で200兆円ぐらいではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 坂本数理課長

規模としてはそれぐらいではないかと考えられるところでございます。ちょっと正確なところは不明でございます。恐れ入ります。

○ 堀委員

過去勤務債務というのは積立方式の考え方だと思うのですが、賦課方式の基礎年金について、過去勤務債務分を国庫負担するというのはちょっと意味がよくわからない。それとも二階部分の厚生年金の過去勤務債務を国庫負担するという意味なのでしょうか。その辺がよくわからないのですが。

○ 山崎委員

厚生年金の民営化論、積立方式への移行を主張される先生方が、しばしば厚生年金の過去期間分の債務を税で、特に具体的には消費税で償却するという提案をされているのですが、これは私は納得できないのです。と言いますのは、厚生年金はサラリーマン独自のものでございますから、その過去の債務の償却の財源として国民一般から税負担を求めるとするのは、自営業者からも求めるわけですから、これは無理ではないか。

むしろ、そういう発想をするのであれば、全国民共通の基礎年金の過去期間分の債務の償却に国民が皆で負担する税を充てるとするのが妥当ではないかということでございます。

○ 宮島部会長

堀委員、要するに過去勤務債務というのは考え方自身が国民年金の場合にはあり得ないということですね。

○ 堀委員

ええ。

○ 宮島部会長

例えば保険率を段階的に上げていく場合に、給付水準は決めたいけれども、保険料率を上げ遅れたために、後の世代にその分を負担してもらおうというのは、ちょっと性格が違うんですか。

○ 堀委員

賦課方式というのは、年金の費用を現在の被保険者が賄うというわけですから、過去勤務債務かどうかというのはあまり関係のないことではないかと思います。

○ 吉武審議官

私どもこれまで計算上はそういうものを出してきているのですが、例えば昭和20年代の保険料率が3%だったわけです。今17.35%に上がっているわけですが、昭和20年代のような戦争の後の非常に混乱期にある経済で移行する時の3%の重みと今の重みは全然違うわけです。ですから過去勤務債務の問題は確かにあるのですけれども、この過去勤務債務の問題をどういうふうにして考えるか、もう少し日本の経済社会全体の歴史的な発展過程の中で捉えないと、現在の17.35%について、例えば20年前は低かったから、その時の現役は非常に楽だったというだけでは必ずしも済まない問題がある。そこは私的な年金でありますとか、個人の積立方式の年金とは違うところですので、負担についても、単なる保険料率だけの数字ではなくて、社会経済全体の中で負担の重みみたいなことを検証していかないと、なかなか名目的な数字だけで、ある部分の過去勤務債務というふうに果たして決めつけられるかという問題はあるのではないかと思います。

○ 宮島部会長

この議論は積立金という概念が存在していない場合には、積立不足という概念も元々存在しないということですので、過去勤務債務的な発想については、確かにそうですね。全くそう思います。ただ、そうではなくて、ポリティカル・リスクなどで保険料の引上げが遅れたりとか、給付水準がある程度引上げられたときに、それに十分に対応してないとか、そういうことから起こってくる積立不足というよりも、何というのでしょうか、将来にその分が転化されているような分というのはおそらく考えられると思うので、そのことを山崎委員は仰ったのかと思っていたのですが、数量的な把握は私もよくわからないのですが、これは堀委員が多分一番詳しいので、堀委員の言っていることが多分間違いないだろうと思います。

今、伺ってしまして、さっき若杉委員から、保険料率を引き下げるために国庫負担を投

入するというような考え方はあまり筋が通っていないのではないかという議論がありました。他の委員からもそういう議論が一方であったと思います。他方で、実績の話なのか政策論の話か、例えば年収ベースでこれぐらいは一応上限だと考えようというときに、例えばある委員からは、それなりの国庫負担を投入するというような考え方も望ましいということも一方で言われていたわけですね。その辺のところは委員の間で少し意見の食い違いがあると思います。

もう一つは、二分の一という数字は一体どういうふうを考えるのかということがありまして、それはキリが良いけれども、論拠があるのかということは、また別の議論にはなるのだらうと思います。それは特に社会保険ということを重視された場合には、社会保険というのは、特に給付財源については、保険料と税財源のようなものについて、質的なものと量的なもの、きちんとした一つの考え方があるのかどうかということなんですが、この点はどうなのでしょう。もし何かご意見があれば。どうぞ、大山委員。

#### ○ 大山委員

安心した年金といった場合に給付の安定という問題があると思うんです。そういう点から、今部会長が指摘をされたように、持続可能な年金制度にするという観点から、当然社会保険料ではいろいろ問題が起こってきているというのであれば、そこに財政的なものを投入するというのが一つの根拠になると思うんです。それから皆年金制度を維持するためということもそうだと思います。

ただ、同時に、年金制度は社会保障制度でありますから、社会保険制度という部分で、確かにサラリーマンの報酬比例部分などについては、これは共助ということによろしいかと思うのです。しかし基礎年金になった場合に国の社会保障制度といった場合にはいわゆる公助ですから、そういう観点からも基礎年金については、財政問題について一定の意見交換をする必要があるのではないかと思います。

そういう点では、今日の意見交換の中で、安定した給付という関係からいった場合の持続可能な年金制度をつくる、あるいは年金制度の見通しを持つという点では、当然その面からの財政的な負担と言いますか、財政的な国庫負担、これは必要なことだと思います。

それから、年金税制の在り方なんですが、先ほど税制改革がどうなるかという問題との兼ね合いがありますという発言もありましたけれども、私もそう思います。ですから高齢者といった場合も、それは年金収入もあるでしょうし、勤労所得もあるでしょうし、資産所得もあるわけでありまして、そういう総合的な収入に対する課税がどうなるかという問題がある程度見通しが立つならば、様々な税負担の問題について議論ができると思いま